

議案第31号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めること  
について

上記議案を提出します。

平成29年6月6日

長与町長 吉田 愼一

提案理由

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成29年5月11日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方  
長崎市 A

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成29年3月21日 午前10時9分頃

(2) 事故発生場所

西彼杵郡長与町高田郷3779番地4（町道西高田日当野線上）

(3) 事故の状況

長与町介護保険課嘱託職員が公用車で走行中、進行方向左側の町道西高田人道橋線から右折してきた相手方の車両が、当該公用車左後方面に接触し、双方の車両が損傷した。

3 和解の内容

町の過失割合を3割、相手方の過失割合を7割とし、それぞれその損害を賠償する。

なお、今後は本件事故に関し、双方とも一切異議・請求の申立てを行わないことを確認する。

4 損害賠償の額

37,800円

平成29年5月11日

長与町長 吉田 慎一